

湖南省景観計画

重点地区：石部地域旧東海道沿道地区 (案)

■景観計画の構成

(指定の範囲)

- ・当該景観形成基準が適用される範囲を示します。

(1) 景観づくりの方針

- ・石部地域旧東海道沿道地区における景観づくりの基本的な考え方を示します。

(2) 届出対象行為

- ・あらかじめ、市に届け出る必要がある行為の種類と規模を示します。

(3) 行為の制限に関する事項（景観形成基準）

- ・行為に際して守る必要があるルールを示します。

はじめに

湖南省では、湖南省らしい景観を守り、次世代へ継承するとともに、美しい景観づくりを通して湖南省への愛着と誇りを醸成することにより、市民が豊かさを実感できるまちづくりを目指し、湖南省景観条例および景観法に基づく湖南省景観計画を施行し、地域の特性に応じた独自の景観づくりに取り組んでいます。

多様な湖南省独自の景観資源の中でも、わが国を代表する「東海道」は、多くの人と物資が行き交う東西を結ぶ交通の大動脈として、わが国の歴史を支えていました。

古くから多くの人が行き交い、街道として、また人が暮らす場として発達した東海道の道路空間は、家の中から通りの気配を何となく感じ取ることができるなど、人々が暮らし、歩く空間として適度な距離間のスペースとなっています。

かつては日本の各地に当たり前にあった昔ながらの温かみのある風景が今も残されている地域は少なくなってきました。

街道らしい風情ある街並みの喪失は、地域に対する住民の愛着と誇りが損なわれたり、若者の流出に拍車がかかるなど大きな影響を与える可能性があります。

そのため、石部地域を湖南省景観条例に基づく「重点地区」に指定し、街道らしい風情ある街並み景観を次世代に継承するとともに、地域住民や事業者・行政が協力し合いながら良好な景観づくりを継続的に実践していくことを推進するものとします。

指定の範囲：石部地域旧東海道沿道地区

区域：市道石部東線落合川橋から栗東市との市境までの区間で、道路境界から 25 mの範囲を区域とします。

湖南市景観計画区域図



(1) 景観づくりの方針

【石部宿の歴史と未来をつなぐ、にぎわいある今を映す街並みづくり】
～先人が積み重ねてきた各時代を映す街並み、社寺、祭の風景の上に、
百年先にも資産・財産となる質の高い営みを積み重ねる景観づくり～

- ・ 東海道の宿場として栄えた歴史的な雰囲気を大切に
しつつ、時代に合わせて更新される街並みの積み重
ねにより、百年先にも誇りをもって住み継ぐこと
のできる美しい景観を目指します。
- ・ 街道の沿道に住む人、街道を行き交う人により育
まれた豊かな文化が感じられる名所旧跡や、伝統
的な様式を取り入れた風格を感じさせる建築物、
歴史ある祭などの歴史を感じさせる地域資源を
大切に継承し続けます。
- ・ 店舗や戸建住宅、集合住宅等、多様な形態の建
築物が調和を保ちながら、歴史ある石部の活気
を感じさせる景観の創造を目指します。



【石部宿に暮らす人々、行き交う人々にとって魅力ある共有空間づくり】
～宿場町に暮らす人々の“営み”と“おもてなし”が行きかう
人々の心とも響き合う景観づくり～

- ・ 地域に暮らす人々に大切に伝えられてきた伝統
的な祭事の舞台、住まう人の丁寧な暮らしぶり
が感じられる玄関まわりのしつらい、四季折々
の変化を感じながら散策を楽しむことので
きる場として東海道・石部宿の価値を見つめ
直し、住民だけでなく来訪者にとっても魅
力ある空間づくりを目指します。
- ・ 駅や商業施設を活かした利便性の高い、車と歩
行者が安全安心に通行できる、暮らしやすい
まちを目指します。
- ・ 幅広い世代の住民が互いに協力し、暮らしの
中で誰もが活躍できるまちづくりを目指し
ます。



(2) 届出対象行為

項目			行為の規模等		
			石部地域旧東海道沿道地区		
			戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)
1	建築物の新築、増築、改築または移転		行為に係る部分の床面積の合計が 10 ㎡を超えるものまたは高さが 5 m を超えるもの 太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの、）の設置で、設置面積の合計が 5 ㎡を超えるもの		
	建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更		行為に係る部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの 太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置で、設置面積の合計が 5 ㎡を超えるもの		
2	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	行為後の高さが 1.5m を超えるもの、または長さが 10m を超えるもの		
		汚水または廃水を処理する施設	行為後の高さが 1.5m を超えるものまたは行為に係る部分の築造面積の合計が 100 ㎡を超えるもの		
		送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物	行為後の高さが 13m を超えるもの		
		太陽光発電設備等	太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置面積の合計が 10 ㎡を超えるものまたは高さが 1.5m を超えるもの		
		その他の工作物※ 1	行為後の高さが 5 m を超えるもの		
3	都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為		行為に係る部分の面積が 1,000 ㎡を超えるもの		
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更		切土により生じる法面の高さが 1.5m を超えるものもしくは法面の長さが 10m を超えるものまたは行為に係る部分の面積が 100 ㎡を超えるもの		
5	木竹の伐採		高さが 5 m を超えるもの		
6	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さが 1.5m を超えるものまたはその行為に係る部分の面積が 100 ㎡を超えるもの（堆積された物件を外部から見通すことができない場所での行為または、期間が 30 日以内の行為は除く）		
7	水面の埋立てまたは干拓		盛土により生じる法面の高さが 1.5m を超えるものもしくは法面の長さが 10m を超えるものまたは行為に係る部分の面積が 100 ㎡を超えるもの		

※ 1

- (1) 煙突またはゴミ焼却施設
- (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
- (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (5) 高架水槽
- (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (8) 石油、ガス、L P G、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

ただし、以下の行為については、届出対象から除外します

届出除外とする行為

- ①通常管理行為、軽易な行為等
 - ・届出の対象となる規模未満のもの
 - ・地盤面下における行為
 - ・工事に必要な仮設の工作物
- ②非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ③法令または他の条例に基づいて定められた区域内で行われる行為
- ④国・地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為
- ⑤法令の規定により表示する広告物、公職選挙の選挙運動のための掲出物件、非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物などを表示または設置する行為

(3) 行為の制限に関する事項（景観形成基準）

行為		景観形成基準（案）		
		戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)
1 建築物 (建築物に付随する門 および塀を除く)の新 築、増築ま たは改築	敷地内 における位 置	・周辺の建築物の配置状況に配慮し、整然とした街並みの形成に努めることとします。	・原則として、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。 ・原則として、道路に威圧感および圧迫感を与えないよう、特に道路から後退することとします。	・周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めることとします。
		・旧東海道に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門または塀等の設置や、植栽や舗装の工夫により、潤いのある街並みの創出に配慮することとします。	・旧東海道に面した駐車場等の開放された空地には、周囲の景観と調和した門または塀等の設置や、植栽や舗装の工夫により、潤いのある街並みの創出に配慮することとします。	・旧東海道に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門または塀等の設置や、植栽や舗装の工夫により、潤いのある街並みの創出に配慮することとします。
		・敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置することとします。		
		・旧東海道から望見できる箇所に樹姿または樹勢が優れた樹木がある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮することとします。		
	形態	・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。		
		・旧東海道に面する建物の高さは原則として2階建て以下とします。	・旧東海道に面する建物の高さは原則として4階建て以下とします。	・旧東海道に面する建物の高さは原則として3階建て以下とします。
		☆屋根の形態は、周辺の入母屋や切妻等の形態の屋根の建築物が多い和風の街並みとの調和に配慮し、連続した街並みを乱さないよう努めることとします。		
		・旧東海道に面する1、2階の外壁には、適度な軒の出を有する軒庇を設けるなど和風の街並みに配慮することとします。		・旧東海道に面する1、2階の外壁には、適度な軒の出を有する軒庇を設けるなど和風の街並みに配慮することとします。

行為		景観形成基準（案）		
		戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)
1 建築物 (建築物に付随する門および塀を除く)の新築、増築または改築	形態	旧東海道に面する建物で、3階建て以上にする場合は、旧東海道に面する3階の外壁面を、1階の外壁面より90cm以上後退するなど2階建てが多い街並みとの調和に配慮することとします。ただし、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することや、植栽を行うことにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。	旧東海道に面する建物で、5階建て以上にする場合は、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することや、植栽を行うことにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。	旧東海道に面する建物で、4階建て以上にする場合は、旧東海道に面する3階の外壁面を、1階の外壁面より90cm以上後退するなど2階建てが多い街並みとの調和に配慮することとします。ただし、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することや、植栽を行うことにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。
		- 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じることとします。 - 屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とします。		
		- 太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を旧東海道から望見できる場所に設置する場合は、屋根や壁面と一体的な形態とするなど、和風の街並みとの調和に配慮することとします。 - 太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルが当該屋根の外縁部より外側にはみ出さないものとし、屋根に密着させることとします。また、陸屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退させることとします。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮することとします。		

行為		景観形成基準（案）																
		戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)														
1 建築物 (建築物に付随する門および塀を除く)の新築、増築または改築	意匠	・建物の外観は、石部宿の歴史・伝統を感じさせる和風の街並みに配慮した意匠とすることとします。 ・外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とします。																
		・屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。 ・平滑な大壁面が生じないように、陰影に配慮することとします。																
		・太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を壁面に設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないように努めるとともに、外壁材の意匠や周辺環境と調和したまとまりのある意匠となるよう、配慮することとします。																
	色彩	・けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ることとします。 ・外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。 <table><tr><th rowspan="2">色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><th>上限値</th><th>下限値</th></tr><tr><td>0.1R～10G</td><td>6以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>0.1BG～10RP</td><td>3以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td><td>3以上</td></tr></table> ※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721） ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。 ・建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮することとします。 ・周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮することとします。 ・屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとします。 ・太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）のパネルは、黒又は濃紺若しくは彩度2以下で低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとします。ただし、パネルが設置される屋根や壁面と調和すると認められる場合は、この限りではありません。 ・太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。 ・太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、パネルおよび周辺景観と調和した色彩となるよう配慮することとします。			色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上
色相	彩度	明度																
	上限値	下限値																
0.1R～10G	6以下	3以上																
0.1BG～10RP	3以下	3以上																
無彩色	—	3以上																

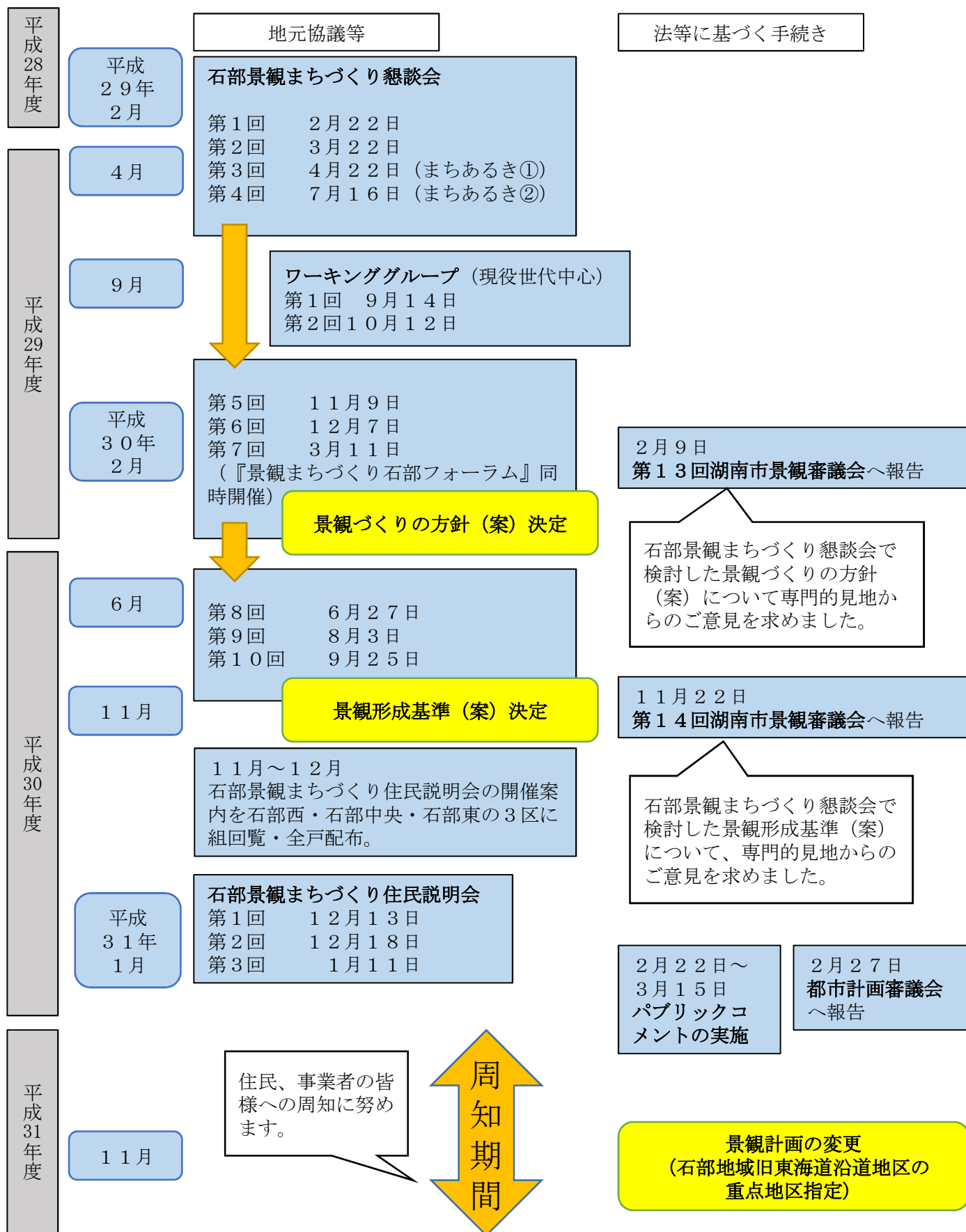
行為		景観形成基準（案）		
		戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)
1 建築物 (建築物に付随する門および塀を除く)の新築、増築または改築	素材	・ 周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用することとします。 ・ 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けることとします。☆近隣に地域の景観を特徴づける伝統的な様式の建築物がある場合は、これらの建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮することとします。		
	敷地の緑化措置	・ 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこととします。 ・ 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じることとします。 ・ 特に旧東海道をはじめ、道路に面した部分の緑化に努めることとします。 ・ 前面に駐車場を設ける場合は、旧東海道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）を設けるなど、自らの創意工夫による景観への配慮が感じられるように設けることとします。 ・ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。		
			・ 建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。 ・ 道路側に高木などによる一団の緑化スペースや居住者の花壇・ガーデニングスペースを確保するなどの緑化措置に配慮することとします。	
			・ 大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるものにあつては、緑豊かな景観とするため、原則として、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化することとします。(ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内は除く) ・ 大規模建築物にあつては周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。	

行為		景観形成基準（案）																
		戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)														
1 建築物 （建築物に付随する門および塀を除く）の新築、増築または改築	樹木等の 保全措置	- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。 - 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。																
2 垣、さく、へい （建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するものの新設、増築または改築		- 周辺景観および敷地の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 - 建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木（生垣）木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合には、これを模した仕上げとなる意匠とします。 - 特に、旧東海道に面して垣、さく、へいを設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀、自然石積みなどを基本とし、これにより難しい場合は、これらを模したものとすることとします。この場合、できる限り本物に似せることとし、経年変化によって本物が醸し出す風合い・味わいと、模したものとに景観上の大きな差が生じないようにすることとします。 - 地域の景観を特徴づける石垣等の構造物が残されている地域では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めることとします。 - けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとします。 - 基調色は次の通りとします。 <table><tr><th rowspan="2">色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><th>上限値</th><th>下限値</th></tr><tr><td>0.1R～10G</td><td>6以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>0.1BG～10RP</td><td>3以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td><td>3以上</td></tr></table>			色相	彩度	明度	上限値	下限値	0.1R～10G	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	無彩色	—	3以上
色相	彩度	明度																
	上限値	下限値																
0.1R～10G	6以下	3以上																
0.1BG～10RP	3以下	3以上																
無彩色	—	3以上																

※漆喰、ぺんがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においては、この限りでない。

行為	景観形成基準（案）		
	戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)
3 太陽光発電設備の新設、増設または改設（地上）	・防犯上必要な措置を最優先しつつ、道路に面する敷地境界からできるだけ多く後退することとします。 ・旧東海道から太陽光パネルや架台が望見できないよう、植栽や板塀を設置するなど、遮蔽措置を講じることで、潤いのある街並みの創出に配慮することとします。		
4 以下の工作物の新築、増築または改築の景観形成基準	・以下の工作物については、一般地区の景観形成基準によるとします。 ⇒ 汚水または廃水を処理する施設 ⇒ 送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物 ⇒ 門（建築物に付属するものを含む。）の新設、増築または改築 ⇒ 擁壁の新設、増築または改築 ⇒ 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔、その他これらに類するもの、高架水槽の増築または改築 ⇒ 彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築 ⇒ 汚水または廃水を処理する施設の新設、増築または改築 ⇒ メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築 ⇒ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに類する製造施設 ⇒ 石油、ガス、L P G、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築 ⇒ 送電線鉄塔およびその電線路		
5 建築物等の移転の景観形成基準	●それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置および敷地の緑化措置の基準によるとします。		
6 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替えの景観形成基準	●それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準によるとします。		
7 建築物等の外観の色彩の変更の景観形成基準	●それぞれ該当する建築物等の色彩の基準によるとします。		
8 開発行為の景観形成基準	・一般地区の景観形成基準によるとします。		

湖南省景観計画スケジュール：石部地域旧東海道沿道地区指定にかかるスケジュール



平成32年4月 石部地域旧東海道沿道地区景観形成基準の運用開始 (予定)

湖南省景観計画変更（案）の概要



湖南省建設経済部 都市政策課



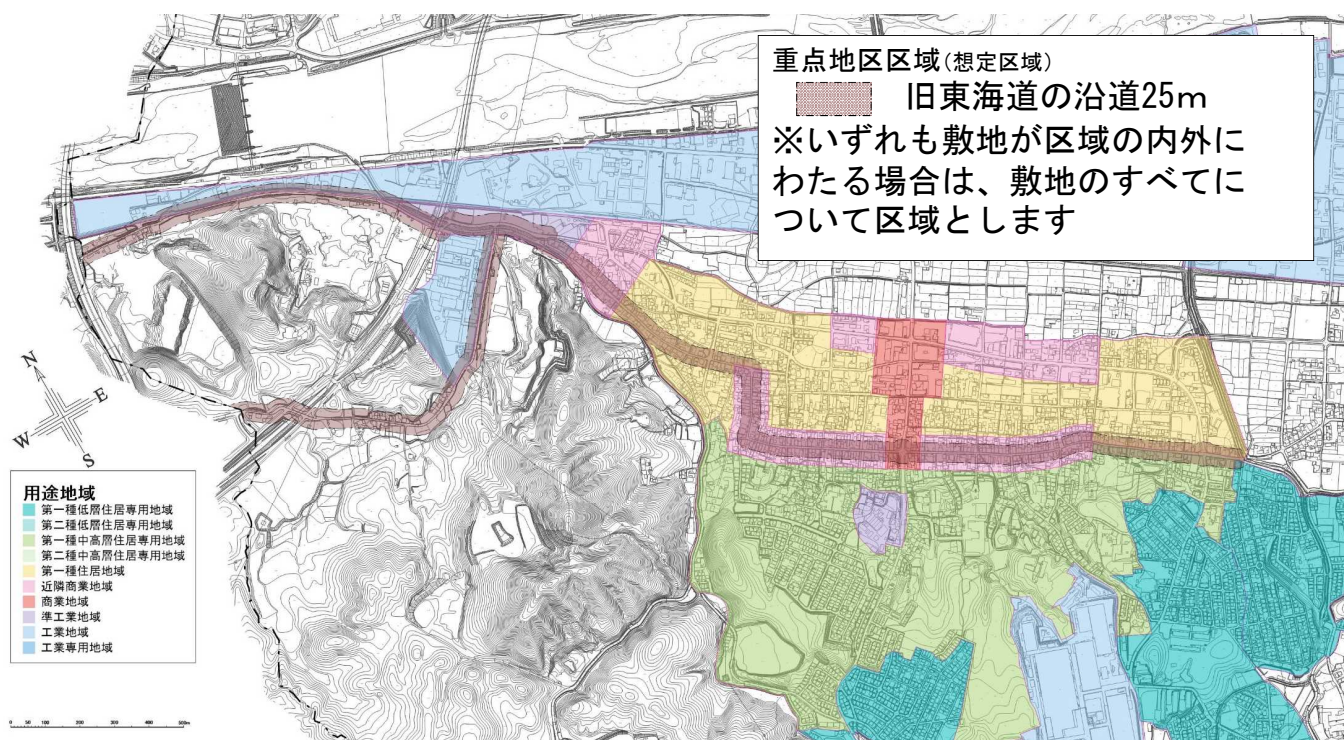
＜変更内容＞
重点地区の指定

＜指定の範囲＞
石部地域旧東海道沿道地区

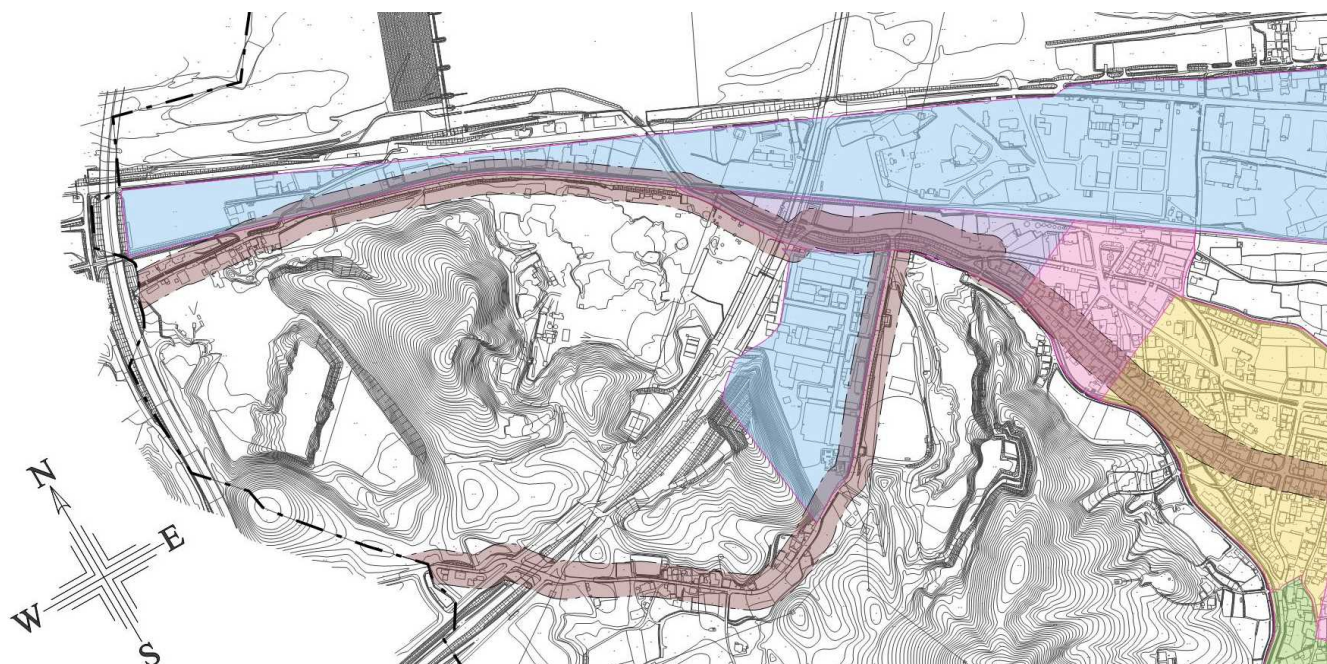


1. 重点地区の範囲について

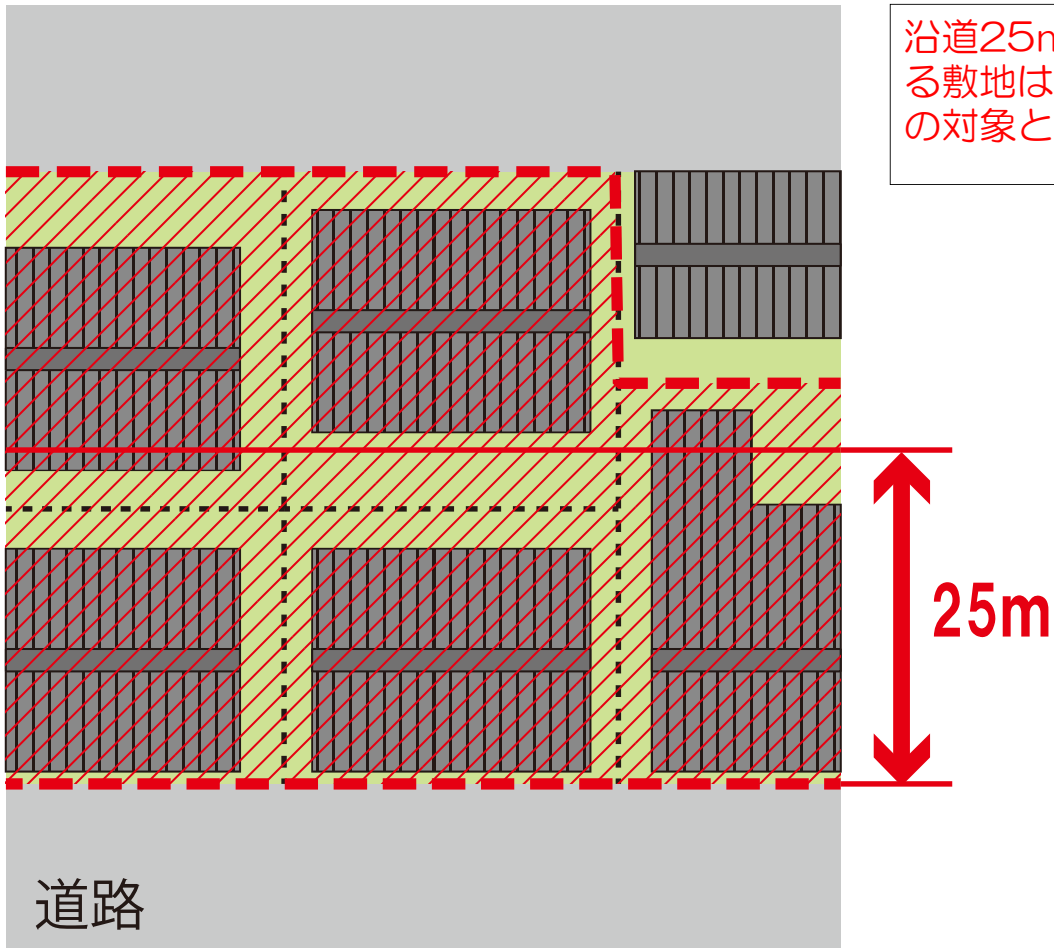
重点地区の範囲としては、旧東海道の沿道25mの範囲を想定しています。



隣接する市との連携に配慮して、栗東市境までを範囲とします



沿道25mの範囲にかかる敷地は、すべて届出の対象となります。



25m後方の敷地であっても、
景観に影響を与えます。



3階建の建物が建った場合

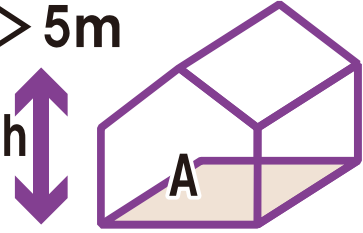
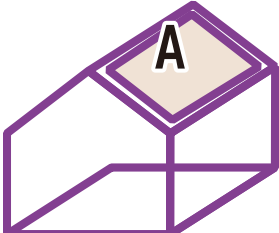


4階建の建物が建った場合

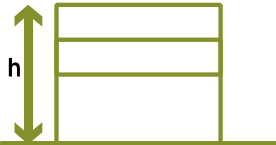
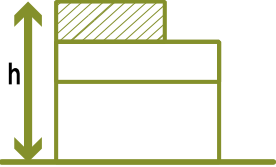
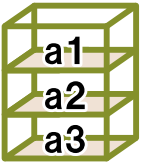
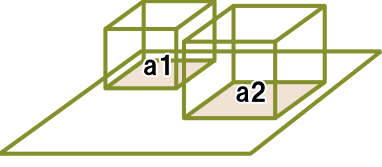
2. 届出の対象となる行為について

● 建築物の新築、増築、改築または移転

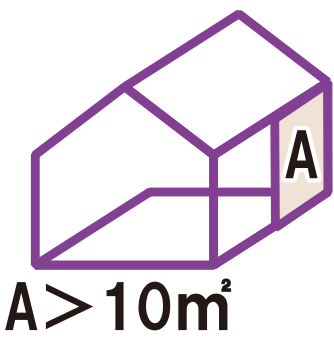
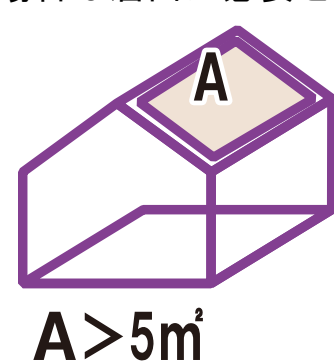
<新築・移転>

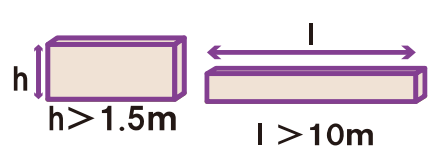
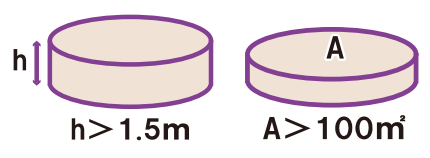
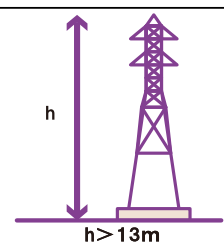
行為の規模等		
石部地域旧東海道沿道地区		
戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)
・ 建築物の延床面積が10m^2を超える場合は届出が必要となります。 ・ 建築物の高さが5mを超える場合は届出が必要となります。		
$h > 5\text{m}$  $A > 10\text{m}^2$		 $A > 5\text{m}^2$

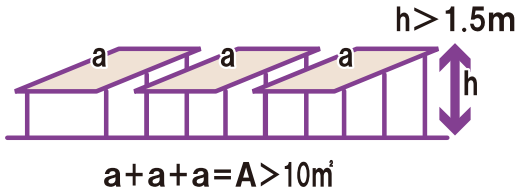
※太陽光発電設備等の面積は、水平投影面積で判断します。

行為の規模等	
石部地域旧東海道沿道地区	
工場	
・ 建築物の高さが13m以上の場合届出が必要となります。  $h \geq 13\text{m}$	・ 建築物の階数が4階建以上の場合届出が必要となります。  4階建以上
・ 増築部分の高さが13m以上の場合届出が必要となります。  $h \geq 13\text{m}$	・ 増築した建築物の階数が4階以上の場合は届出が必要となります。  4階建以上
・ 建築物の延床面積が500m^2を超える場合は届出が必要となります。  $a1 + a2 + a3 = A > 500\text{m}^2$	 $a1 + a2 = A > 500\text{m}^2$ (同一の敷地内において、分棟で新築する場合)

● 建築物等の外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

行為の規模等		
石部地域旧東海道沿道地区		
戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)
・ 行為に係る部分の面積の合計10㎡を超える場合は届出が必要となります。  $A > 10\text{m}^2$	・ 建築物に付帯する太陽光発電設備等の設置面積の合計が5㎡を超える場合は届出が必要となります。  $A > 5\text{m}^2$	

項目	行為の規模等			
	石部地域旧東海道沿道地区			
	戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)	工場
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更				
2	垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	行為後の高さが1.5mを超えるものまたは長さが10mを超えるもの  $h > 1.5\text{m}$ $l > 10\text{m}$		
	汚水または廃水処理する施設	行為後の高さが1.5mを超えるものまたは行為に係る部分の築造面積の合計が100㎡を超えるもの  $h > 1.5\text{m}$ $A > 100\text{m}^2$		
	送電線鉄塔等	行為後の高さが13mを超えるもの  $h > 13\text{m}$		
				高さ13m以上のもの

項目		行為の規模等			
		石部地域旧東海道沿道地区			
		戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)	工場
2	太陽光発電設備等	太陽光発電設備等の設置面積の合計が10㎡を超えるものまたは高さが1.5mを超えるもの 			高さ 13 m 以上のもの
	その他の工作物	行為後の高さが5 mを超えるもの			

※1 その他の工作物

- (1) 煙突またはゴミ焼却施設
- (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
- (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (5) 高架水槽
- (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (8) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

項目		行為の規模等			
		石部地域旧東海道沿道地区			
		戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅を含む)	工場
3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの			
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	切土により生じる法面の高さが1.5mを超えるものもしくは法面の長さが10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの			
5	木竹の伐採	高さが5mを超えるもの			
6	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが1.5mを超えるものまたはその行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの（堆積された物件を外部から見通すことができない場所での行為または、期間が30日以内の行為は除く）			
7	水面の埋立てまたは干拓	盛土により生じる法面の高さが1.5mを超えるものもしくは法面の長さが10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの			

3. 地域の景観のルールについて

景観形成基準は、以下の項目ごとに設けられています。それぞれの項目ごとに、良好な景観形成のための基準を定めています。

1	建築物（建築物に付随する門およびへいを除く。）の新築、増築または改築
	1) 敷地内における位置 2) 形態 3) 意匠 4) 色彩 5) 素材 6) 敷地の緑化措置 7) 樹木等の保全措置
2	垣、さく、へい（建築物に付随するものを含む）その他これらに類するものの新設、増築または改築
3	太陽光発電設備の新設、増設または改設（地上）
4	門（建築物に付随するものを含む）の新築、増築または改築
5	擁壁の新設、増築または改築
6	煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔、その他これらに類するもの、高架水槽の増築または改築

7	彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築
8	汚水または廃水処理する施設の新設、増築または改築
9	メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築
10	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに類する製造施設 石油、ガス、L P G、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築
11	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その支持物を含む）の新設、増築または改築
12	建築物等の移転
13	建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え
14	建築物等の外観の色彩の変更
15	土地の開墾その他土地の形質の変更（開発行為を含む）
16	木竹の伐採
17	屋外における物件の堆積
18	土石の採取または鉱物の採掘
19	水面の埋め立てまたは干拓

1) 敷地内における位置

【共通】

- 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣り合いよく配置することとします。
- ・旧東海道から望見できる箇所に樹姿または樹勢が優れた樹木がある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮することとします。



【戸建て住宅】

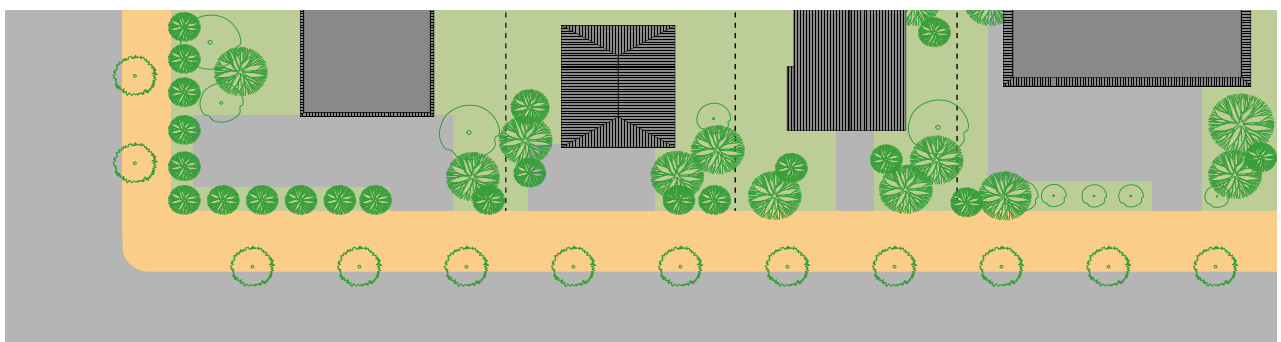
- ・周辺の建築物の配置状況に配慮し、整然とした街並みの形成に努めることとします。

【店舗（店舗併用住宅を含む）】

- ・周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めることとします。

【集合住宅】

- 原則として**、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。
- 原則として**、道路に威圧感および圧迫感を与えないよう、特に道路から後退することとします。



【戸建て住宅】【店舗（店舗併用住宅を含む）】

☆旧東海道に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門または塀等の設置や、植栽や舗装の工夫により、潤いのある街並みの創出に配慮することとします。



【集合住宅】

☆旧東海道に面した駐車場等の開放された空地には、周囲の景観と調和した門または塀等の設置や、植栽や舗装の工夫により、潤いのある街並みの創出に配慮することとします。



2) 形態

【共通】

●周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。

☆屋根の形態は、周辺の入母屋や切妻等の形態の屋根の建築物が多い和風の街並みとの調和に配慮し、連続した街並みを乱さないよう努めることとします。

【戸建て住宅】

☆旧東海道に面する建物の高さは原則として2階建て以下とします。

【店舗（店舗併用住宅を含む）】

☆旧東海道に面する建物の高さは原則として3階建て以下とします。

【集合住宅】

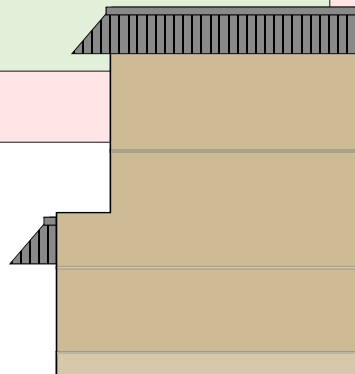
☆旧東海道に面する建物の高さは原則として4階建て以下とします。



【戸建て住宅】【店舗（店舗併用住宅を含む）】

- ・旧東海道に面する1、2階の外壁には、適度な軒の出を有する軒庇を設けるなど和風の街並みに配慮することとします。

☆旧東海道に面する建物で、**3**階建て以上にする場合は、旧東海道に面する3階の外壁面を、1階の外壁面より90cm以上後退するなど2階建てが多い街並みとの調和に配慮することとします。ただし、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することや、植栽を行うことにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。



【集合住宅】

☆旧東海道に面する建物で、**5**階建て以上にする場合は、旧東海道に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、旧東海道に沿って門または塀等を設置することや、植栽を行うことにより街並みに配慮された場合は、この限りではありません。



【共通】

- 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとし、これにより難しい場合は、遮へい措置を講じる等修景措置を講じることとします。

- 屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とします。

☆太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を旧東海道から望見できる場所に設置する場合は、屋根や壁面と一体的な形態とするなど、和風の街並みとの調和に配慮することとします。

☆太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルが当該屋根の外縁部より外側にはみ出さないものとし、屋根に密着させることとします。また、陸屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退させることとします。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の遮へい措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮することとします。



3) 意匠

【共通】

- ☆建物の外観は、石部宿の歴史・伝統を感じさせる和風の街並みに配慮した意匠とすることとします。
- 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とします。



【店舗（店舗併用住宅を含む）】【集合住宅】

- 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めることとします。
- ・平滑な大壁面が生じないように、陰影に配慮することとします。



【共通】

- ☆太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を壁面に設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないように努めるとともに、外壁材の意匠や周辺環境と調和したまとまりのある意匠となるよう、配慮することとします。

4) 色彩

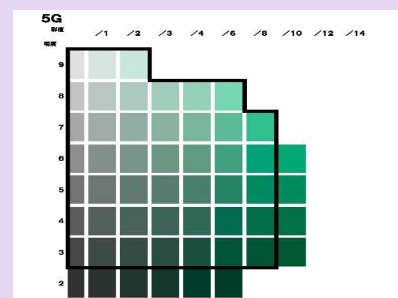
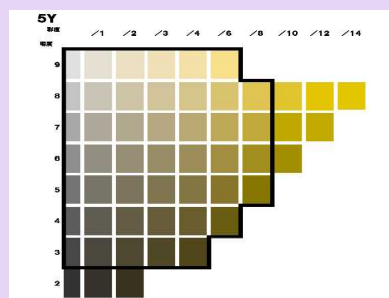
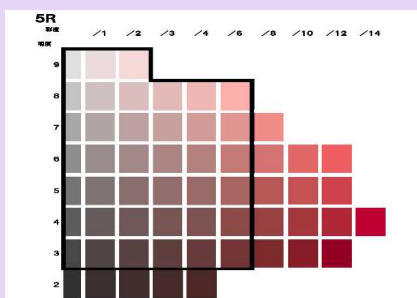
【共通】

- けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ることとします。
- 外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。

色相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R～10G	6以下	3以上
0.1BG～10RP	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。



【共通】

- 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮することとします。
- 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮することとします。
- 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとします。
- ☆ 太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）のパネルは、黒又は濃紺若しくは彩度2以下で低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとします。ただし、パネルが設置される屋根や壁面と調和すると認められる場合は、この限りではありません。
- ☆ 太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。
- ☆ 太陽光発電施設等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、パネルおよび周辺景観と調和した色彩となるよう配慮することとします。

5) 素材

【共通】

- 周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用することとします。
- 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けることとします。

☆ 近隣に地域の景観を特徴づける伝統的な様式の建築物がある場合は、これらの建築物に用いられている素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮することとします。



6) 敷地の緑化措置

【共通】

- 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこととします。
- ・ 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じることとします。

☆ 特に旧東海道をはじめ、道路に面した部分の緑化に努めることとします。

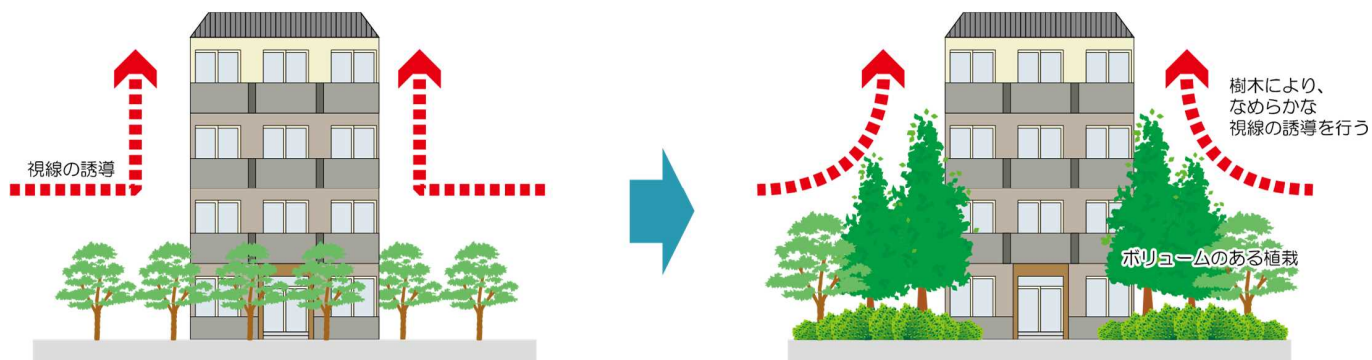
☆ 前面に駐車場を設ける場合は、旧東海道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）を設けるなど、自らの創意工夫による景観への配慮が感じられるように設けることとします。

- 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。



【集合住宅】

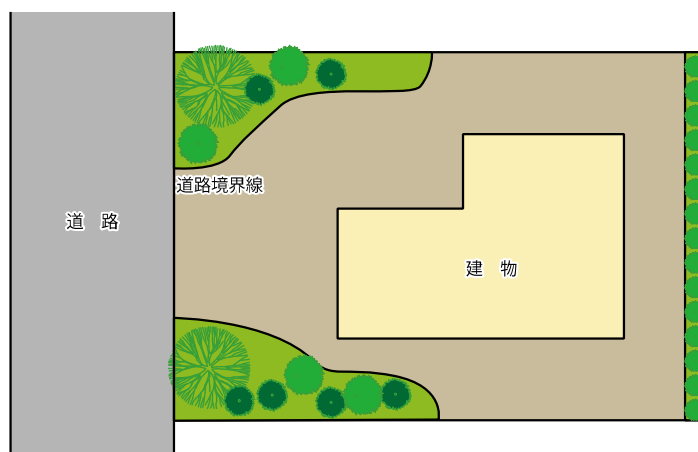
- 建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。
- 道路側に高木などによる一団の緑化スペースや居住者の花壇・ガーデニングスペースを確保するなどの緑化措置に配慮することとします。



【店舗（店舗併用住宅を含む）】【集合住宅】

- ・ 大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるものにあつては、緑豊かな景観とするため、**原則として**、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化することとします。（ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内は除く）
- ・ 大規模建築物にあつては周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。

敷地の20%以上の緑化のイメージ



7) 樹木等の保全措置

【共通】

- 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。
- 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。

※垣、さく、へい その他これらに類するもの
の新設、増築または改築については、配布資料確認のこと

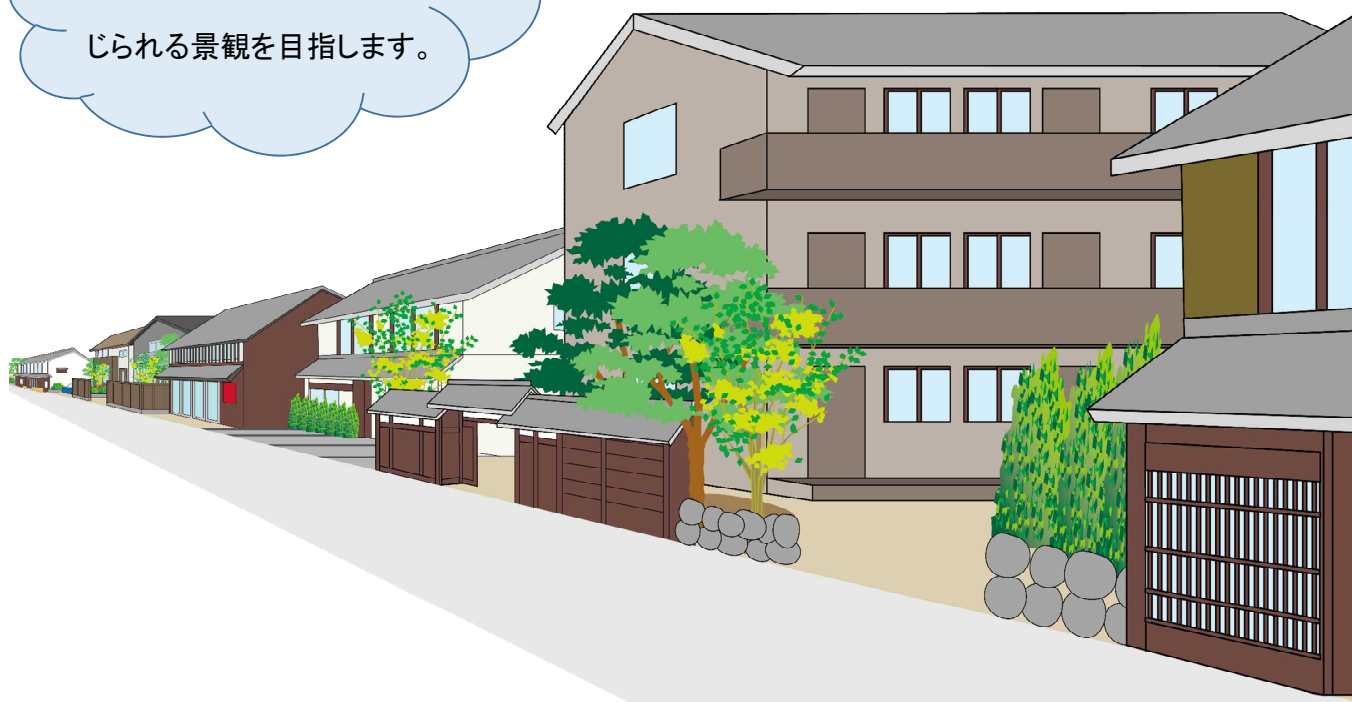
◆太陽光発電設備の新設、増設または改設（地上）

【共通】

- ・防犯上必要な措置を最優先しつつ、道路に面する敷地境界からできるだけ多く後退することとします。
- ・旧東海道から太陽光パネルや架台が望見できないよう、植栽や板塀のを設置するなど、遮蔽措置を講じることで、潤いのある街並みの創出に配慮することとします。



今ある建物も、新しい建物も、
地域全体で、心地よい調和が感
じられる景観を目指します。

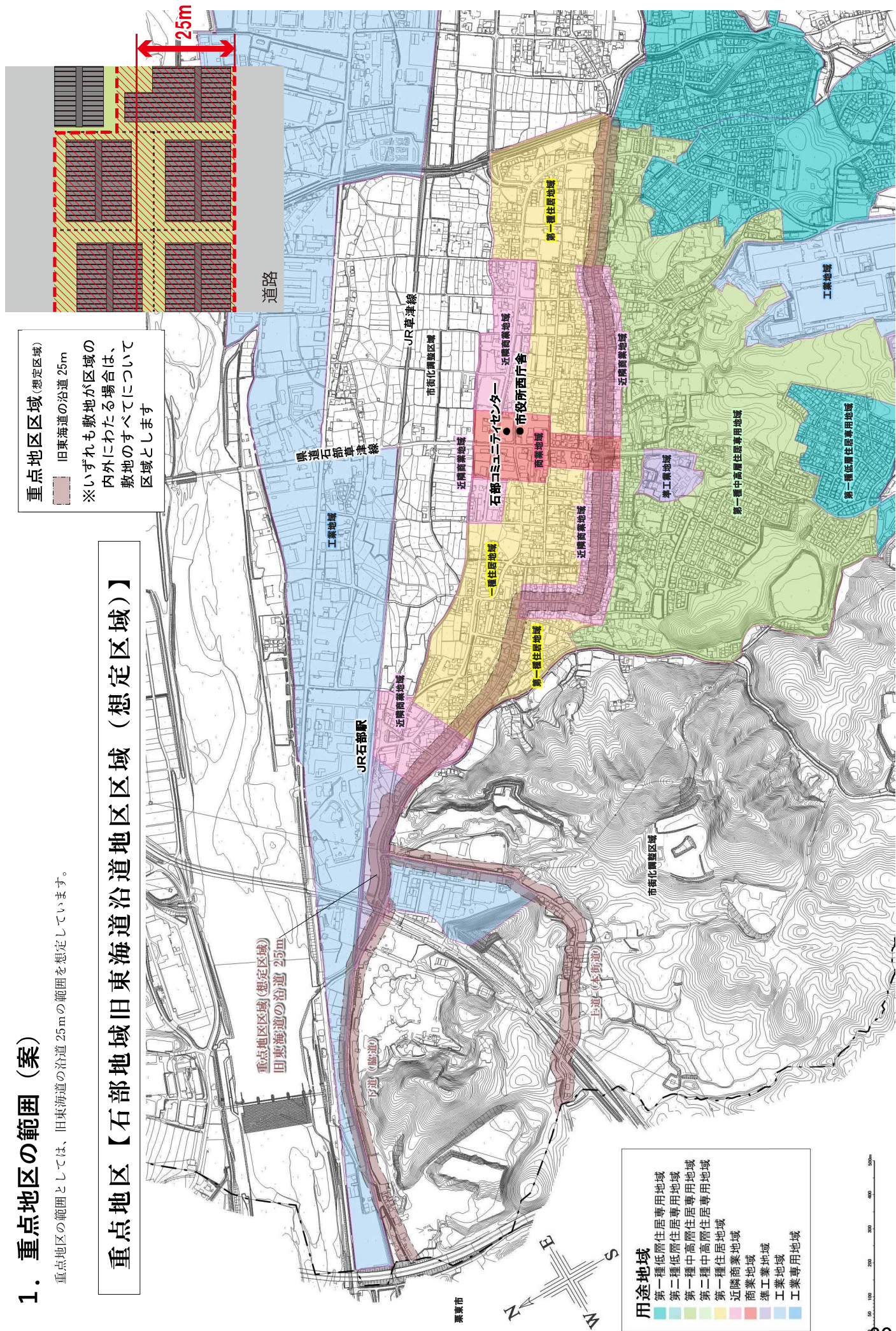


1. 重点地区の範囲 (案)

重点地区の範囲としては、旧東海道の沿道 25mの範囲を想定しています。

重点地区【石部地域旧東海道沿道地区区域 (想定区域)】

重点地区区域 (想定区域)
旧東海道の沿道 25m
※いづれも敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地のすべてについて区域とします

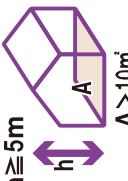


2. 届出の対象となる行為 (案)

一定の規模以上の建築等の行為を行おうとする場合は、届出が必要で、地区の特性に合わせて、届出を求める規模を検討します。

- ・赤字の項目は、重点地区でのみ、届出の対象とします。
- ・青字の項目は、東海沿道地区でのみ届出の対象とします。
- ※工場については、届出の対象とする規模は、一般地区の規定と同様とします。

<届出対象行為の案>

項目	行為の規模等				一般地区 (重点地区以外 市全域)
	戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅 を含む)		
建築物の新築、増築、改築または移転	行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるものまたは高さが5mを超えるもの	$h \geq 5m$ $A > 10m^2$		高さ13m以上もしくは4階建て以上または延床面積500㎡を超えるもの	
	太陽光発電設備等の設置で、設置面積の合計が5㎡を超えるもの	$A > 5m^2$			
建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	$A > 10m^2$			
	太陽光発電設備等の設置で、設置面積の合計が5㎡を超えるもの				



※1 その他の工作物

(1) 煙突またはゴミ焼却施設

(2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの

(3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)

(4) 彫像その他これに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)

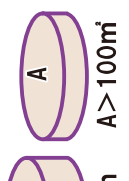
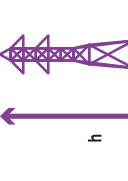
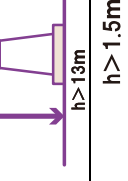
(5) 高架水槽

(6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォータージェットその他これらに類する遊戯施設

(7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュヤンプラントその他これらに類する製造施設

(8) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

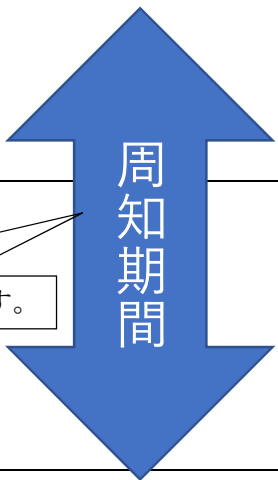
・あらかじめ市への届出をし、「景観形成基準」への適合を確認する必要がある規模です。
※ここで示す規模以上の行為ができないという意味ではありません。

項目	行為の規模等				一般地区 (重点地区以外 市全域)
	戸建て住宅	集合住宅	店舗 (店舗併用住宅 を含む)		
工作物の新設、模様替または色彩の変更もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは	垣(生垣を除く)、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	行為後の高さが1.5mを超えるものまたは長さが10mを超えるもの		高さ13m以上のもの	
	汚水または廃水処理する施設	行為後の高さが1.5mを超えるものまたは行為に係る部分の築造面積の合計が100㎡を超えるもの			
送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路、電気の通線のための線路またはこれらの支持物	行為後の高さが13mを超えるもの				
	太陽光発電設備等	太陽光発電設備等の設置面積の合計が10㎡を超えるものまたは高さが1.5mを超えるもの			
その他の工作物	行為後の高さが5mを超えるもの				
	都市計画法第4条第1項に規定する開業行為	行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	切土により生じる法面の高さが1.5mを超えるものもしくは法面の長さが10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの				
	高さ5mを超えるもの				
木竹の伐採	高さ1.5mを超えるものまたはその行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの(堆積された物件を外部から見通すことができない場所での行為または、期間が30日以内の行為は除く)				
	高さ1.5mを超えるもの				
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	盛土により生じる法面の高さが1.5mを超えるものもしくは法面の長さが10mを超えるものまたは行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの				
	高さ1.5mを超えるもの				
水面の埋立てまたは干拓	行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの				
	高さ1.5mを超えるもの				

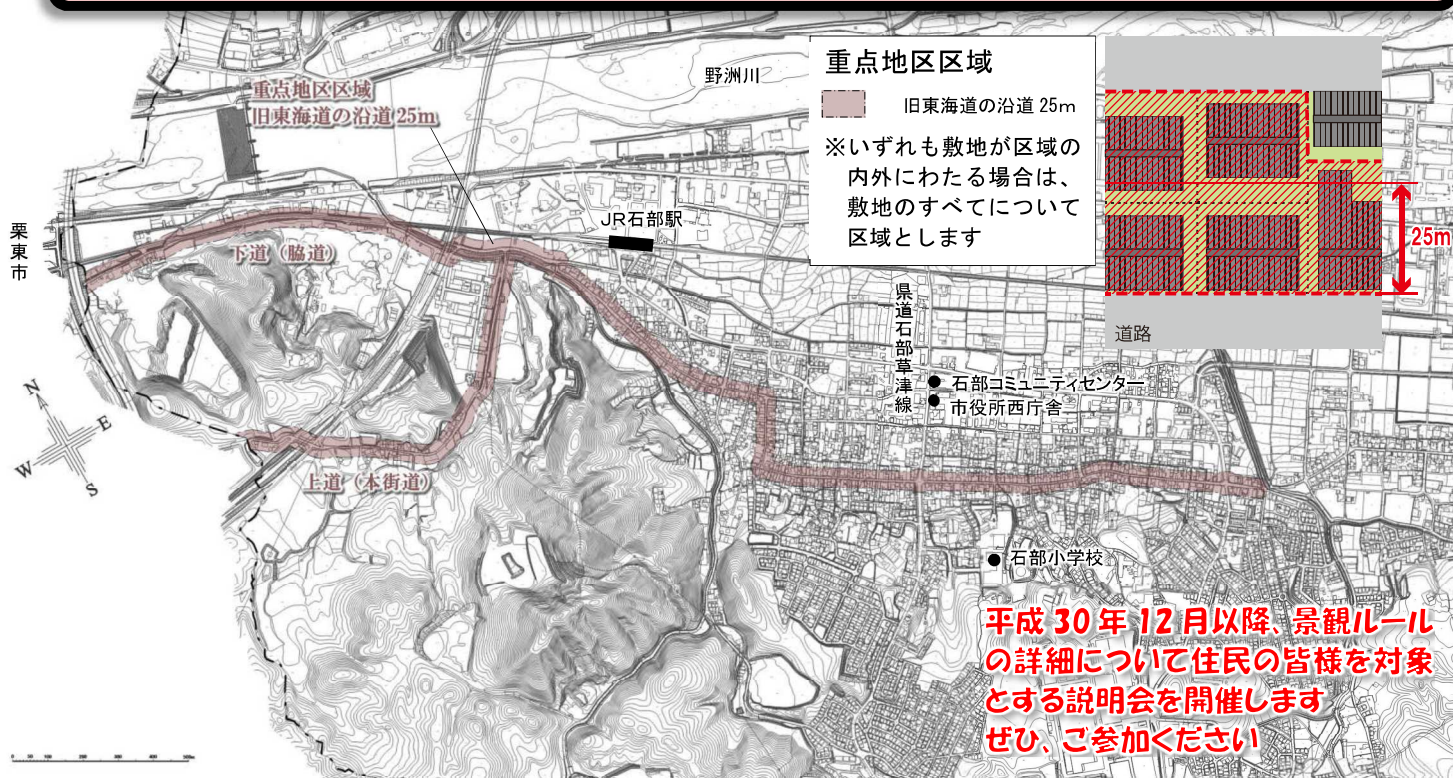
・様々な可能性を考慮し、東海沿道では、可能性が低い工作物についても念のために対象としています。

・様々な可能性を考慮し、念のために水面の埋立てまたは干拓についても対象としています。

湖南省景観計画改定（石部地区の重点地区指定）に向けたスケジュール（案）				
		地元	市	
平成 25 年度	4 月	景観づくりの基本方針において、旧東海道沿道が景観計画の重点地区候補として位置づけられる		
	6 月	方針を受け、まちづくり協議会役員及び区長に対し、重点地区候補地であることの説明会を開催		
平成 26 年度	8 月	湖南省景観計画の策定に係る住民説明会を開催		
	2 月	滋賀県と共催※で「石部の景観を考えるタウンミーティング」を開催		
平成 28 年度	12 月	滋賀県と共催※で「石部景観まちづくりシンポジウム」を開催		
	2 月	「石部景観まちづくり懇談会」を発足 22 日 第 1 回 石部景観まちづくり懇談会 開催		
	3 月	22 日 第 2 回 石部景観まちづくり懇談会 開催		
平成 29 年度	4 月	22 日 第 3 回 石部景観まちづくり懇談会 開催（まちあるき①）		
	7 月	16 日 第 4 回 石部景観まちづくり懇談会 開催（まちあるき②）		
	8 月	「石部景観まちづくり懇談会」の目的の実現に向けて、次世代の意見を反映するため、地域の若手を中心にワーキンググループを組織		
	9 月	14 日 第 1 回 ワーキンググループ 開催		
	10 月	12 日 第 2 回 ワーキンググループ 開催		
	11 月	9 日 第 5 回 石部景観まちづくり懇談会 開催		
	12 月	7 日 第 6 回 石部景観まちづくり懇談会 開催		
	3 月	11 日 第 7 回 石部景観まちづくり懇談会 開催 同時開催『景観まちづくり石部フォーラム』		
平成 30 年度	6 月	27 日 第 8 回 石部景観まちづくり懇談会 開催		
	8 月	3 日 第 9 回 石部景観まちづくり懇談会 開催		
	9 月	25 日 第 10 回 石部景観まちづくり懇談会 開催		
	10 月 ～ 3 月	沿道景観形成基準 住民説明会 ※住民の皆さんを対象とする説明会を開催します。 ※期間は空きますが、次年度の景観計画案のとりまとめのタイミングで行うことも考えられます。	パブリックコメント ※東海道沿道（石部）の重点地区指定について広く市民からのご意見を募ります	◆景観審議会 ※湖南省景観審議会に東海道沿道（石部）の重点地区指定の取り組みについて報告し、専門的見地からのご意見を求めます （パブコメ案の確認を含む）
平成 31 年度	4 月		<景観計画改定業務発注> ・景観計画改定案の検討 ・景観条例改正案の検討 ・景観計画案のとりまとめ ・ガイドラインの検討 ・景観条例改正案の検討（庁内調整等）	（◆景観審議会） ※パブコメで変更等の必要が生じた場合 ◇都市計画審議会 （◆景観審議会） ※ガイドライン案（報告・確認）
	5 月			
	6 月			
	7 月			
	8 月			
	9 月			
	10 月			
	11 月 12 月 1 月 2 月 3 月	（仮称）東海道沿道重点地区指定 ※住民、事業者の皆様への周知に努めます。	・湖南省景観計画の変更 ※湖南省景観計画を変更し、東海道沿道重点地区（石部）の指定を行います。 ・景観条例施行 ・ガイドラインのとりまとめ	
平成 32 年度	4 月	沿道景観形成基準の運用開始		



～重点地区の範囲～



この資料に関するご質問、お問い合わせは、下記までお願いします。

■■■■ 湖南市建設経済部都市政策課景観係 ■■■■

TEL : 0748-71-2348 / FAX : 0748-72-7964 (代表) / 電子メール : toshisei@city.shiga-konan.lg.jp

東海道の街並みを未来に継ぐため 景観に関するルールを導入します

宿場町として、古くから多くの人が行き交った石部は、いにしえの時代から平成までの歴史の積み重ねを、街並みから感じ取ることが出来ます。

進取の気性に富む石部の人々は、時代の移り変わりに合わせて、生業や街並みにも新しいものを取り入れながら、歴史的な雰囲気を受け継いできました。これからも、東海道の宿場町を歴史的背景に持つ、他の地域とは違う趣ある街並みを大切に、まちづくりに活かすことが重要です。

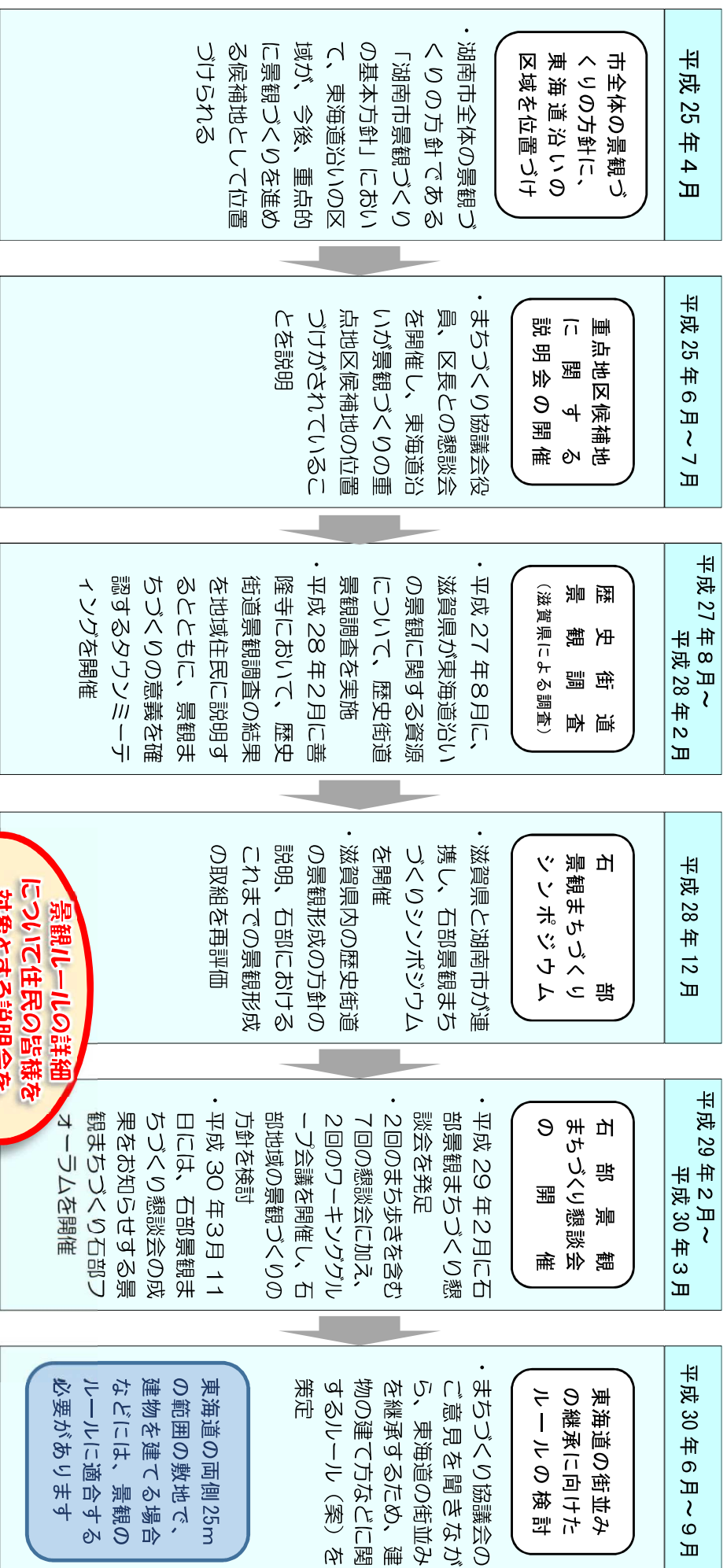
このため、急激な街並みの変化を防ぎ、風情を感じる和風の街並みを未来に継ぐ方策について地域住民の皆様と協議を重ねてきました。

市では、東海道らしい街並みの喪失を防ぐためには、景観に関するルールが必要との考えに至り、その導入に向けた準備を進めておりますので、皆様にお知らせします。

東海道の両側 25mの区域の敷地において、今後、建物を建てる場合などには、景観のルールに適合する必要があります。建物を建てる前に市に届出をし、ルールに適合していることを確認する必要があります。ルールの内容、制度に関する詳細について、平成30年12月以降、地元住民の皆様を対象とする説明会を開催します。ぜひ、ご参加をお願いします。



地域住民の皆様と話し合いを重ねながら街並みを未来に継ぐ方策を検討してきました（取組の経緯）



景観ルールの詳細
について住民の皆様を
対象とする説明会を
開催します
ぜひ、ご参加ください

平成 30 年 12 月～

景観ルールの
住民説明会
を開催

旧東海道の街並みを未来に継ぐため 景観に関するルールを導入します

宿場町として、古くから多くの人が行き交った石部は、いにしえの時代から平成までの歴史の積み重ねを、街並みから感じ取ることができます。

進取の気性に富む石部の人々は、時代の移り変わりに合わせて、生業や街並みにも新しいものを取り入れながら、歴史的な雰囲気を受け継いできました。これからも、旧東海道の宿場町を歴史的背景に持つ、他の地域とは違う趣ある街並みを大切に、まちづくりに活かすことが重要です。

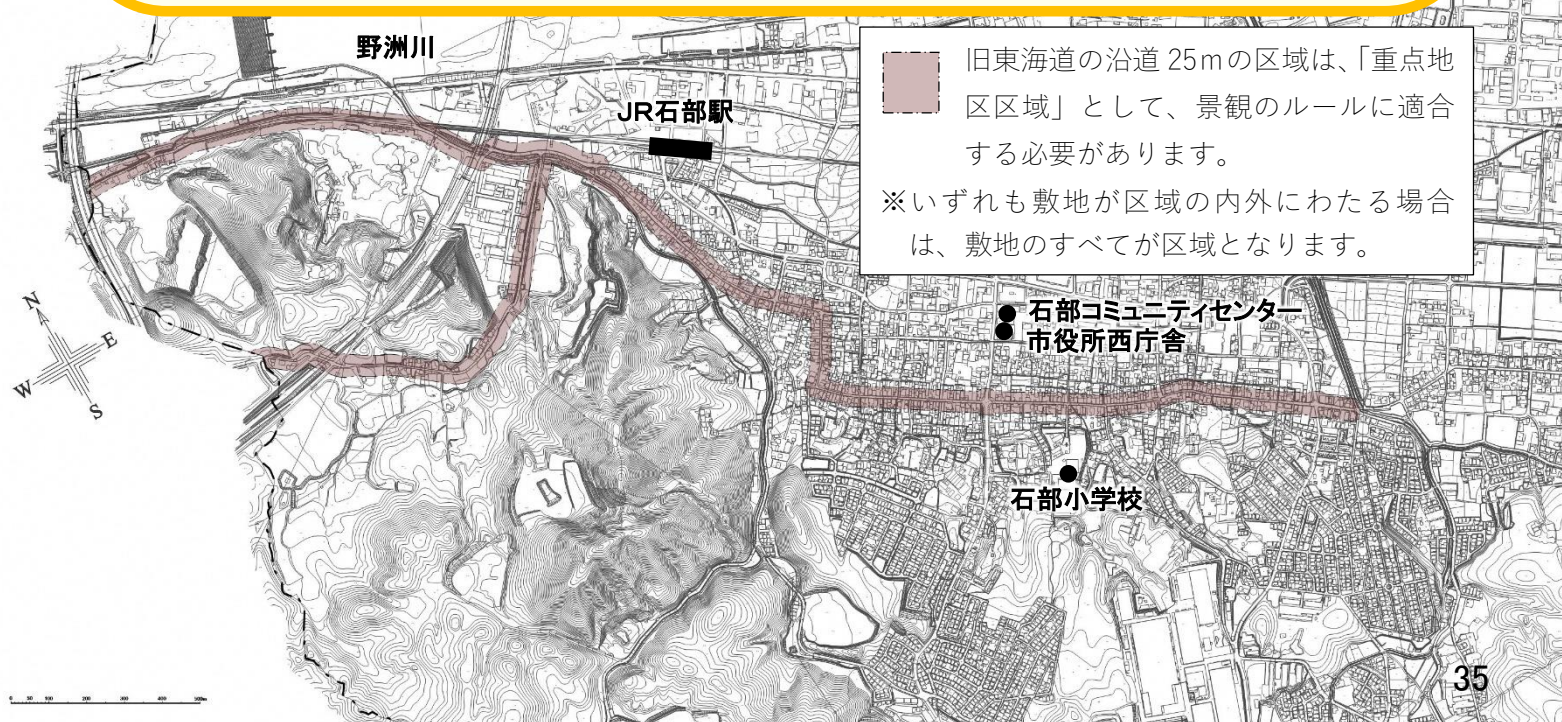
このため、急激な街並みの変化を防ぎ、風情を感じる和風の街並みを未来に継ぐ方策について地域住民の皆様と協議を重ねてきました。

市では、旧東海道らしい街並みの喪失を防ぐためには、景観に関するルールが必要との考えに至り、その導入に向けた準備を進めておりますので、皆様にお知らせします。

旧東海道の両側 25mの区域の敷地において、今後、建物を建てる場合などには、景観のルールに適合する必要があります。建物を建てる前に市に届出をし、ルールに適合していることを確認する必要があります。

ルールの内容、制度に関する詳細について、平成 30 年 12 月以降、地元住民の皆様を対象とする説明会を開催します。ぜひ、ご参加をお願いします。

説明会の詳細については、裏面をご確認ください



参加無料
事前申込不要

景観に関するルール

住民説明会開催のご案内

日時

平成 30 年 12 月 13 日（木） 19：00～20：30
平成 30 年 12 月 18 日（火） 19：00～20：30
平成 31 年 1 月 11 日（金） 19：00～20：30

会 場

石部まちづくりセンター



この資料に関するご質問、お問い合わせは、下記までお願いします。

■■■■ 湖南市建設経済部都市政策課景観係 ■■■■

TEL：0748-71-2348 / FAX：0748-72-7964（代表） / 電子メール：toshisei@city.shiga-konan.lg.jp